

高梁市長・市議会議員選挙

投票日は9月28日(日)

10月23日(木)で任期満了となる高梁市長および高梁市議会議員の選挙を9月21日(日)告示、9月28日(日)投票の日程で行います。議員定数の改正により、今回の選挙から、選出する議員の定数は26人から22人となっております。

投票できる人

次のすべての要件に該当する人が投票できます。

① 年齢満20歳以上の日本国民
(昭和63年9月29日までに生まれの人)

② 市外からの転入者の場合、平成20年6月20日までに転入届をしている人

③ 投票日まで引き続き住民基本台帳に記録され、高梁市の選挙人名簿に登録されている人

立候補予定者説明会

立候補予定者説明会を、次のとおり開催します。立候補予定者、またはその責任者は出席し

▽場所

元市民会館と各地域局

※どの場所でも投票できます。

郵便等による不在者投票

郵便等投票証明書の交付を受けている人は、9月24日(木)までに投票用紙等の請求をすれば、自宅で郵便投票ができます。

郵便等投票証明書交付の要件は、身体の障害の程度により厳格に定められています。交付を希望する人、有効期限が切れる人は、選挙管理委員会事務局へ連絡してください。

投票

▽日時 9月28日(日)

午前7時～午後6時

選挙会(開票)

▽日時 9月28日(日)

午後8時15分から

▽場所 元市民会館

■問い合わせ 選挙管理委員会
事務局 (TEL) 0255

6月定例市議会

6月定例市議会が6月6日から24日まで19日間の会期で開かれ、8議案等を上程し、原案どおり可決されました。

〔可決された主な議案〕

▼高梁市国民健康保険税条例の一部を改正する条例：国民健康保険税の賦課に伴う税率の改正
▼高梁市乳幼児等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例：子育て支援の拡充と、中国在留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う改正
▼高梁市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例：公営ポスター掲示場の設置数の減少に伴い、ポスターの作成に関する公費負担の適正化
▼人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて：三宅森雄さん(川上町七地)を推薦

後期高齢者医療

平成20年度の保険料額が決定

後期高齢者医療保険料の平成20年度の保険料額が決定しました。また、制度に関する国の見直し方針がまとめられましたので、その内容をお知らせします。

保険料額決定通知・納入通知の送付

「保険料額決定通知・納入通知」を7月中旬に送付しますので、ご確認ください。

また、納付書で保険料を納付（普通徴収）される人には、併せて納付書を送付します。

なお、納付に便利な口座振替もありませんので、ご利用ください。

※口座振替は、高梁市指定金融機関等の窓口にある「高梁市税等口座振替依頼書」で手続きができます（申し込み後、手続きが終了までに1カ月程度かかる場合があります）。

被保険者証の更新、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付

先月号でお知らせしましたとおり、医療費の一部負担割合等が変更となる人には、7月下旬に新しい被保険者証を送付します。送付された人については、8月からは必ず新しい被保険者証をご使用ください。

また、住民税非課税世帯に属する被保険者の人は、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証により、入院時の医療機関での自己負担限度額や食事代などを減額することができますので、交付を希望される場合は申請してください。

後期高齢者医療制度の見直し方針

6月12日、後期高齢者医療制度に関する国の見直し方針がまとめられました。

この見直しによる保険料の軽減措置は、下表のとおりです。

なお、平成20年度の軽減措置の対象となる人には、あらためて「保険料額変更決定通知・納入通知」を送付します。

また、保険料の支払いについて、次のいずれかの要件を満たす人は、「年金からの天引き（特別徴収）」から「口座振替（普通徴収）」に変更できることとなりました。変更は10月受給分の年金から対象となります。

〈支払い方法変更の要件〉

- ① 国民健康保険税を確実に納付していた人（本人）が、口座振替により納付する場合
- ② 被保険者本人の年金収入が180万円未満の人で、世帯主または配偶者の口座振替により納付する場合

要件を満たし、口座振替を希望される人は、保険課または各

保険料の軽減措置

	均等割額		所得割額	
	要件	軽減割合	要件	軽減割合
平成20年度	7割軽減世帯	一律8割5分	保険料算定に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の人	一律50%
平成21年度	7割軽減世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯	9割	所得の低い人（年金収入153万円から211万円まで）	50%程度

地域局住民福祉課に「申出書」を提出し、金融機関で口座振替手続きを行ってください。

ただし、8月11日(月)以降に「申請書」を提出された場合は、10月分の特別徴収中止手続きに間に合いません。提出時期により、12月分以降の中止となります。

※「申出書」は保険課、各地域局住民福祉課、各地域市民センターに備えています。

■問い合わせ 保険課健康保険係(TEL 0258)、岡山県後期高齢者医療広域連合(TEL 086-24510090)